各都道府県 住宅·建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅生產課木造住宅振興室長

地域型住宅グリーン化事業における地域の伝統的な建築技術の継承に資する取組に対する加算措置の運用について

平素より木造住宅の振興に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。 国土交通省では、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を 図るため、木材関係事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携によるグル ープ毎の住宅生産等に関する共通ルール等に基づいた、ZEH等の省エネ性能等に 優れた木造住宅の整備等に対して支援する「地域型住宅グリーン化事業」を実施し ているところです。

本事業について、令和4年度より、地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合に補助額を加算する新たな加算措置を創設しました。

この加算措置の運用については、別紙のとおりとしますので、必要に応じて地域住文化要素基準を定めていただくとともに、管内の市区町村に周知いただくようお願いいたします。

地域型住宅グリーン化事業における地域の伝統的な建築技術の継承に資する取組 に対する加算措置の運用

1 概要

- 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱(令和4年4月1日国住生第457号)第4第二号イに定める地域型住宅グリーン化事業(以下「グリーン化事業」という。)においては、地域の伝統的な建築技術の継承に資する取組に関する加算措置(以下単に「加算措置」という。)を設けています。
- この加算措置は、瓦の屋根、畳の間、襖・障子、木製建具、軒の深さなど、各地域において伝統的とされる建築技術の要素を一定程度取り入れた住宅を整備する場合に補助額を加算するものです。
- 加算措置を活用するに当たっては、まず、地域の伝統的な建築技術の基準 (以下「地域住文化要素基準」という。)を地方公共団体で定めていただき、 その上で、グリーン化事業を活用しようとする各グループにおいて、当該基 準に定められた建築技術の要素(以下「地域住文化要素」という。)を取り入 れた共通ルールを策定していただくこととします。
- 加算措置を受けるための流れは以下の通りとなります。
- 地方公共団体が、地域住文化要素基準を策定する。
- ・ 各グループにおいて、地域住文化要素を取り入れた共通ルールを策定(要素 3以上があることが必要)
- ・ グループの構成員である住宅事業者が、共通ルールに基づき地域住文化要素 を取り入れた住宅を整備した場合、グリーン化事業の加算措置の対象となる
- 2 地方公共団体の定める地域住文化要素基準について
- (1) 地域住文化要素基準の内容
 - 地方公共団体が定める地域住文化要素基準は、以下の要件を満たす必要 があります。
 - ① 瓦の屋根、畳の間、襖・障子、木製建具、軒の深さなど、各地域において伝統的とされる建築技術の要素を3つ以上定めること。
 - ② 基準を定める地方公共団体の区域の全部又はその一部を適用範囲とするものであること。なお、適用範囲を限定する場合は、その限定した範囲における住宅の整備が加算措置の対象となる。
 - ③ 建築基準法その他関係法令に適合するものであること
 - 地域住文化要素基準の内容については、新しく策定するほか、すでに地方公共団体で定めている気候風土適応住宅(令和元年国交告第786号第1項の基準又は第2項に基づき地方公共団体が定める基準)や地方公共団体で独自に定める地域の住宅に関する建築技術等に関する要綱、要領、ガイドライン等の基準の要素の全部または一部を引用して定めることが考えられます。
 - 地域住文化要素基準において、グリーン化事業の加算措置を受けようとする場合の必須の要素を位置付けたり(例:屋根瓦を必須とする、畳の間を必須とする等)、選択制としたり(例:10の地域住文化要素を定め、その

- うち任意の3以上の要素を選択することとする等)することも可能です。
- 地域住文化要素の導入範囲や規模については、必ずしも住宅全体で導入することとする必要はありませんが、住まい手や周辺の方がその要素を取り入れた住宅の良さを実感できることや期待される建築技術の継承の効果などを踏まえ、一定の目安を設けることが望まれます。(例 母屋の屋根全体を瓦屋根にする。畳の間は畳を8畳以上設置する等)
- なお、グリーン化事業の補助対象は、木造の長期優良住宅やZEH、認 定低炭素住宅等となりますので、これらの住宅で実現可能な基準とする必 要があることにご留意ください。

(2) 地域住文化要素基準策定の手続き等

- 地方公共団体における地域住文化要素基準の位置付けは、要綱、要領、 ガイドライン等を問いません。
- 基準を定めた際には、当該基準がグリーン化事業の加算措置に関する基準であること、基準の内容、適用地域及び適用時期を明示して地方公共団体のホームページ上で公表してください。また、地方公共団体は、基準策定後速やかに国土交通省住宅生産課木造住宅振興室(以下、「木造住宅振興室」という。)に別記様式1により報告してください。
- 地方公共団体は、基準を変更しようとする場合についても、上記と同様 の手続きを行ってください(別記様式2)。
- グリーン化事業の加算措置の適用を想定している場合には、地方公共団体は、適用しようとしている年度の遅くとも4月末までに、基準を定め又は変更し、木造住宅振興室に報告する必要があります。報告が遅れると、当該年度の加算が受けられなくなる場合がありますのでご留意ください。
- 国土交通省は、報告を受けた基準が(1)やグリーン化事業、加算措置 の趣旨に照らして適切でないと判断する場合は、当該基準を、グリーン化 事業の加算措置を適用する基準としないこととし、当該地方公共団体に対 してその旨を通知します。
- 地方公共団体は、基準を廃止しようとする場合は木造住宅振興室に事前 に報告してください(別記様式3)。また、基準を廃止した場合又は国土交 通省からグリーン化事業の加算措置を適用する基準としない旨の通知を受 けた場合には、ホームページ上でその旨を公表するとともに、公表してい た基準の公表を取りやめてください。

3 グループによる共通ルールへの位置付け

- グリーン化事業を活用しようとするグループは、地域住文化要素基準に定められた3以上の地域住文化要素を共通ルールに位置付けることができます。
- グリーン化事業において、グループが採択され、当該グループの構成員である住宅事業者が、共通ルールに基づき地域住文化要素を取り入れた住宅を整備した場合、グリーン化事業の加算措置の対象となります。

4 その他留意事項

- 地域住文化要素基準に定める要素は、2(1)①のとおり各地域において 伝統的とされる建築技術の要素であることから、単に特定の地域で産出され た材料を使用するという内容のものを定めないよう留意してください。
- 加算措置については、住宅の整備に関する工事が対象となります。したがって、地方公共団体は、地域住文化要素基準に、屋外附帯設備工事や外構工事に係る要素を定めないよう留意してください。